

# 学生の皆さんへ アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

**Point 1** アルバイトを始める前に、  
労働条件を確認しましょう！  
※希望すればメール等で労働条件通知書をもらうことも可能です。



**Point 2** バイト代は、毎月、決められた  
日に、全額支払いが原則！



**Point 3** アルバイトでも、残業手当  
があります！



**Point 4** アルバイトでも、条件を満た  
せば、有給休暇が取れます！



**Point 5** アルバイトでも、仕事の中  
のけがは労災保険が使えます！



**Point 6** アルバイトでも、会社都合  
の自由な解雇はできません！



**Point 7** 困ったときは、総合労働相談  
コーナーに相談を！

※事業主の方からのご相談も受け付けております

平日夜間・土日の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ！

はい！ ろうどう  
☎ 0120-811-610

月～金：午後 5 時～午後 10 時  
土・日・祝日：午前 9 時～午後 9 時

確かめよう！  
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャラクター「たしかめたん」



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health Labour and Welfare

詳しくはこちら

ポータルサイト  
「確かめよう 労働条件」



アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！  
また、通知書は大切に保管しましょう！！



## 労働条件通知書

※**シフトの設定** (始業・終業の時刻、休日、勤務日など) に当たって、**学業とアルバイトの両立に配慮してください。**

殿		年 月 日
会社等の名称と所在地 _____ 使用者の職名と氏名 _____		
契約期間	1 期間の定めなし 期間の定めあり (2~4は「期間の定めあり」の場合に記入) 2 契約期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 ( ) ] 4 契約の更新は次により判断する。[・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ( ) ] 5 更新上限の有無 [ 無 ・ 有 (更新 回まで / 通算契約期間 年まで) ]	
就業の場所	(雇入れ直後) (変更の範囲)	
従事する業務	(雇入れ直後) (変更の範囲)	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業 ( 時 分 ) 終業 ( 時 分 ) 2 休憩時間 ( 分 ) 3 所定時間外労働の有無 ( 有 ( 1 週 時間、1 か月 時間、1 年 時間 ) , 無 ) ( 有の場合でも法定時間を超えて労働させることはありません。 ) ※1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。(なお、始業・終業時間を繰上げ・繰下げする場合もある。) ※2 変形労働時間制や交代制の採用の有無 ( 有 ・ 無 ) 有の場合、詳細は別途定める。	
休日及び勤務日	1 勤務日：毎週 _____ 曜日、その他 ( ) ( 週毎に勤務日が定められていない場合は ) 週・月当たり _____ 日、その他 ( ) 2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 _____ 日 3 休日：毎週 曜日、国民の祝日、その他 ( )	
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 _____ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 ( 有・無 ) - _____ か月経過で _____ 日 時間単位年休 ( 有 ・ 無 ) 2 その他の休暇 有給 (種類： )、無給 (種類： )	
賃 金	1 基本賃金 イ 月給 ( 円 )、ロ 日給 ( 円 ) ハ 時間給 ( 円 )、ニ その他 ( 円 ) 2 諸手当の額又は計算方法 ( 手当 円 / 計算方法： ) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、所定超 ( ) % ロ 休日 法定外休日 ( ) % ハ 深夜 ( ) % 4 賃金締切日 (種類： ) - 毎月 _____ 日、(種類： ) - 毎月 _____ 日 5 賃金支払日 (種類： ) - 毎月 _____ 日、(種類： ) - 毎月 _____ 日 6 賃金の支払方法 ( ) 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 ( 無 , 有 ( ) ) 8 昇給 ( 有 ( 時期、金額等 ) , 無 ) 9 賞与 ( 有 ( 時期、金額等 ) , 無 ) 10 退職金 ( 有 ( 時期、金額等 ) , 無 )	
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続 (退職する _____ 日以上前に届け出ること) 2 解雇の事由及び手続 ( )	
その他	1 社会保険の加入状況 ( 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ( ) ) 2 雇用保険の適用 ( 有 ・ 無 ) 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 _____ 担当者職氏名 _____ (連絡先 )	